広報 いずみざき

村作り五原則

一、互いに仲良く助け合い、明るい村を作りましょう。
一、教養を深め、文化のかおり高い村を作りましょう。
一、環境を整え、健康で清潔な村を作りましょう。
一、勤労に励み、豊かな村を作りましょう。
一、きまりを守り心を合わせて平和な村を作りましょう。

昭和53年２月５日発行　（第１２９号）　編 集・泉崎村役場総務課　印 刷・野木印刷所

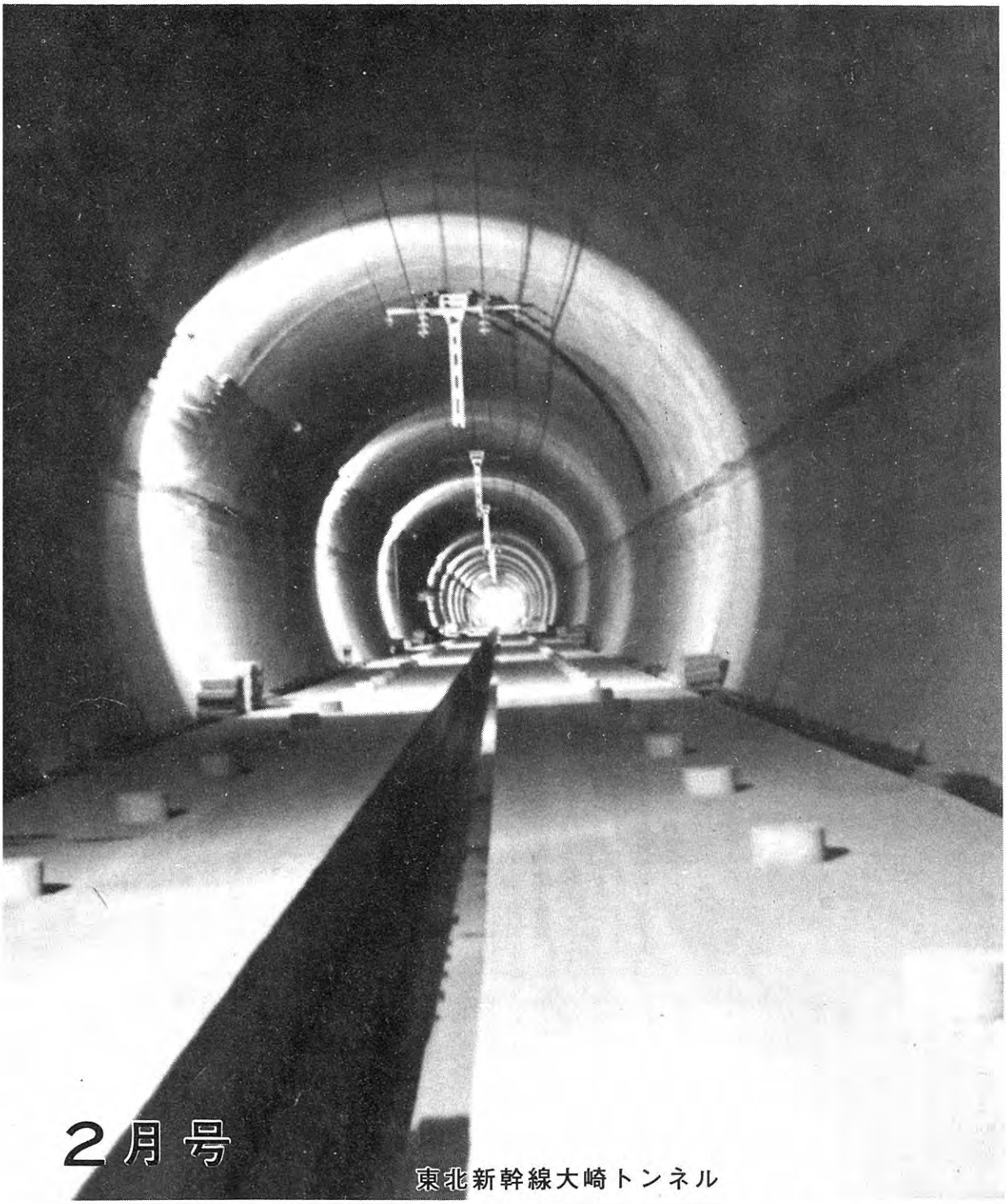

２月号

東北新幹線大崎トンネル

＜村民のうごき＞　世帯数 1,188　人口 5,527人　男 2,749人　女 2,778人

十二月定例議会

専決処分二件、議案十四件を審議、原案を承認、議決する

昭和五十二年度十二月定例議会は十二月二十一日招集され会期を三日間と定め次の案件について、審議され、原案のとおり、承認、議決されました。

▽専決処分事項の報告について
泉崎村国民健康保険特別会計補正予算（歯科診療勘定）の専決処分を行なったことによる。

▽専決処分事項の報告について
泉崎村簡易水道特別会計の専決処分を行なったことによる。

▽泉崎村農道整備工事請負契約について
農道整備工事を次のとおり契約を締結する。
工事名　非補助農道整備工事（踏瀬長峯地区）
契約方法　指名競争入札
契約金額　三、一八〇万円
契約先　共栄建設株式会社
中村朝次

▽泉崎村農道整備工事請負契約について
農道整備工事を次のとおり契約を締結する。
工事名　非補助農道整備工事（狐山地区）
契約方法　指名競争入札
契約金額　三、一四〇万円
契約先　株式会社内藤組
内藤マツヨ

▽字の区域の変更について
大字泉崎、大字太田川地域の農業構造改善事業区画整理による字区域の変更である

▽議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議会議員の報酬を左記のとおり引上げし、五十二年十月一日から適用する。

職名　報酬月額
議長　一一一、〇〇〇円
副議長　八九、〇〇〇円
議員　八一、〇〇〇円

▽職員の給与に関する条例の一部改正について
職員の給与を平均七%引上げし五十二年四月一日に適用する。その他諸手当の引上げする。

▽村長、助役、収入役諸給与及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正について
村長、助役、収入役の給与を左記のとおり改正し五十二年十月一日から適用するものである。

職名　給与月額
村長　三七〇、〇〇〇円
助役　三〇五、〇〇〇円
収入役　二八三、〇〇〇円

▽教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
教育長の給与を左記のとおり改正し五十二年十月一日から適用する。

職名　給与月額
教育長　二七二、〇〇〇円

▽泉崎村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
泉崎村職員の特殊勤務手当を改正するものである。

▽昭和五十二年度泉崎村一般会計補正予算
昭和五十二年度泉崎村一般会計補正予算（第三号）は既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ一一五、三三〇千円を追加し予算総額一、〇二〇、五〇〇千円となり事業費の補正及び新規事業等である。

▽昭和五十二年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算
事業勘定の既定予算に歳入歳出それぞれ六〇八千円を補正し予算総額二一一、一七六千円となる。
直診勘定の既定予算に歳入歳出それぞれ二八、七五九千円を補正し予算総額三〇五、八〇五千円となる。

▽昭和五十二年度泉崎村簡易水道特別会計補正予算
既定の予算に二、五九六千円を補正し予算総額四一、九一七千円となる。

▽泉崎村固定資産評価審査委員選任につき同意を求めることについて
固定資産評価審査委員一名任期満了に伴い次の者を選任し、議会の同意を得た。
一、氏名　本柳　正次
一、生年月日　大正三年二月三日生
一、住所　泉崎村大字泉崎字舘六十番地

▽土地の交換について
本村の工場用敷地として所有している土地を総合的利用と高度な土地の活用に資するため左記のとおり無償で交換する。
泉崎村が所有する土地
大字泉崎字山神山十三番、十四番ノ一、十四番ノ二、十五番、十六番
山林　六、六三七平方米と泉崎村大字泉崎字川畑二十番地、星彰が所有する土地
大字泉崎字山崎山三番ノ一、二七番地、二八番ノ一、二八番ノ二
山林　三、七四三平方米を交換する。

▽村有地の処分について、左記の村有地を工場敷地として売却する。
一、所在地　大字泉崎字山崎山三番ノ一、二七番、二八番ノ一、二八番ノ二、二八番ノ三、字十八夜山二番ノ三
一、地目　山林
一、地積　八、七四三平方米
一、売却価格　三五、八九〇、〇〇〇円
一、売却の相手　白河市字道場小路八十八番地
力産業株式会社
代表取締役　野木忠房

◎農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について

昭和五十三年一月一日現在により調整されます農業委員会委員の選挙人名簿を次により縦覧に供します。

記

一、縦覧の場所　泉崎村役場
二、縦覧の期間　昭和五十三年二月二十三日から三月九日までの十五日間（午前八時三十分から午後五時まで）
三、異議申出期間　縦覧期間中
（選管）

"所得申告の時期がやってきました"

昭和五十二年一月一日から十二月三十一日迄の一年間の所得のすべてを申告していただくことになります。
所得確定申告の相談受付は二月十六日から三月十五日迄実施しますから申告書に添付する医療費、生命保険料などの受領書又は農作物等の被害証明書など必要な書類を用意しておいて下さい。
申告の時間は午前9時より午後3時までです。

申告日程

西地区
二月十六日（木）
組合名、入中、中ノ内、富久保、八丸一、二、三、
申告場所
泉崎村中央公民館

二月十七日（金）
組合名、柱内、都橋山一、二、谷地久保一、二、三四、五、
申告場所
泉崎村中央公民館

二月二十日（月）
組合名、根岸、寄川、高屋新道、離山、坊主窪、
申告場所
泉崎村中央公民館

二月二十一日（火）
組合名、新宿、中宿、小林

みんなの国民年金

〝国民年金の老令年金の受給者は現況届を出しましょう〟

現況届は、国民年金などの年金を受けている人が、引続き年金をうける権利があるかどうかの確認をうけるために、年に一度提出することになっています。

一、対象者

国民年金の老令年金、通算老令年金をうけている方、ただし昭和五十二年二月十五日以降に裁定された方は、今回は提出の必要がありません。

二、現況届の用紙

用紙は〝ハガキ〟で昭和五十三年一月中旬ころから順次社会保険庁から直接本人に送付されます。

三、現況届の提出期限

昭和五十三年二月十五日です。なお、この現況届を期限までに提出されないときは、昭和五十三年六月の定期支払分から年金を受けられなくなることがありますので御注意下さい。

四、その他

現況届の用紙が届かないとき、わからないことがありましたら、役場の年金係までご相談下さい。

厚生年金、船員保険および国民年金の支給状況をご存知ですか。

厚生年金、船員保険および国民年金は、国民の老後の所得保障などを主な目的として国が運営する社会保険制度の一つです。

とくに、近ごろ新聞、マスコミ等でも取り上げられて国民の関心も非常に高まってきていますが、年金がどのくらい支払われているかなどを知っている人は、少ないのではないでしょうか

厚生年金、船員保険および国民年金の三制度で、年金受給者に支払った年金の額は、昭和五十一年度では約二兆円でしたが、五十二年度には、その五〇%増の約三兆円近くに達するものと見込まれています。

最近では、毎年百万人以上の新しい年金受給者が生れていますので、昭和五十三年度末の受給者数は、七百五十万人ほどになり、わが国の人口の十五人に一人は、年金を受けることになります。

〝国民年金の保険料は忘れずに早めに納めましょう〟

一月末日をもって、第四期分の保険料納入が終りましたので、納税組合未加入の方でまだ保険料が未納になっている人、又は忘れている方は、早めに納入して下さい。四月から保険料は値上りしますので、その年、その年ごとに、ためないで早めに納めましょう。

制度＼項目＼年度	新規裁定件数 51年度	新規裁定件数 52年度(見込)	受給権者数 51年度	受給権者数 52年度(見込)	支払額 51年度	支払額 52年度(見込)
	千件	千件	万人	万人	億円	億円
厚生年金	532	643	281	320	13,627	19,920
船員保険	9	11	6	6	440	646
国民年金	786	779	355	419	5,894	8,639
合計	1,327	642	745	19,961	29,205	

※国民年金については、老令及び通算老令年金のみです。（老令福祉年金は含まない。）

スリップ事故をなくそう

村内の道路は、厳しい寒さのために滑りやすい状態になっております。そこで、スリップ事故を防ぐために次の点に注意して運転するようにして下さい。

◉車の点検整備を励行すること。

冬の間は、とかく、「面倒だ」ということで、車の点検整備を怠りがちです。

とくにハンドル、ブレーキ、タイヤ圧、ウィンドワイパー等を十分に確かめましょう。

○スノータイヤかチェーンを巻くこと。

雪や凍結した道路ではスノータイヤかチェーンを必らず着装しましょう。

そして、ひかえ目な速度で走ることが必要です。

○車間距離は十分にとること。

凍った路面や雪の積った道路は、ブレーキをかけても、そのままスリップします。

追突事故を起こさないよう、十分な車間距離をとってください。

○急ブレーキ、急ハンドルはさけること。

積雪、凍結等悪条件下での急ブレーキ、急ハンドルは禁物です。

スリップ事故を防ぐには、ブレーキを小きざみに、二、三回に分けて踏むことが必要です。

泉崎駐在所

下宿、舘一、舘農事、舘文化、
申告場所
泉崎村中央公民館
二月二十二日（水）
組合名、太田川一、二、三
申告場所
太田川公民館
二月二十三日（木）
組合名、太田川四、五、六
申告場所
太田川公民館
二月二十四日（金）
組合名、踏瀬上、一、二、
申告場所
踏瀬生活改善センター
二月二十七日（月）
組合名、踏瀬三、踏長、二原、
申告場所
踏瀬生活改善センター
二月二十八日（火）
組合名、十軒前、十軒前一
休場山、
申告場所
愛宕山公民館
三月一日（水）
組合名、共栄一、二、長峯
一、二、十軒、弥栄
申告場所
愛宕山公民館
三月二日（木）
組合名、観音山、新田上、中、下、烏川、
申告場所
堂ノ下公民館
三月三日（金）
組合名、堂ノ下一、二、三
四、五、
申告場所
堂ノ下公民館
三月六日（月）
組合名、上町上一、二、下町中、山寺
申告場所
泉崎村集会場
三月七日（火）
組合名、下町一ノ一、昭和
下町二、三、四、南栄、
申告場所
泉崎村集会場
三月八日（水）
組合名、瀬知房上、後、下
申告場所
瀬知房生活改善センター
三月九日（木）
組合名、瀬知房中、下原、
愛宕町、富内
申告場所
瀬知房生活改善センター
三月十日（金）
組合名、屠胴原一、二、三
庭渡神社
申告場所
瀬知房生活改善センター
三月十三日（月）
その他残り全部の方
泉崎村役場税務課

五十二年の交通事故発生状況について

五十二年の白河警察署管内の交通事故発生状況は、別表のとおりです。各市町村とも死者は半減しているのですが、件数はその割合に減ってはいないことに気がつかれると思います。

場合によっては死者が出るような事故に、幸いにも死者が出ないという事故が何件かあるとも聞いております。

本村においては、死者、件数とも半減ということになったわけですが、昨年の夏、秋の交通安全運動期間中に自治組合毎に実施した「村民総参加運動」を中心とした、関係機関団体の交通事故防止活動が実を結んだものと確信しております。ご労苦に対して厚く感謝申しあげます。

五十三年は、春、秋の交通安全運動期間に「村民総参加運動」を予定しているのを始め、各般の交通事故防止対策を計画しておりますので、村民各位の御協力をお願いいたします。

別表

市町村＼件数	死者人 51年	死者人 52年	発生件数件 51年	発生件数件 52年
泉崎村	4	2	29	15
白河市	7	4	156	130
矢吹町	1	3	66	62
西郷村	5	1	50	28
表郷村	2	0	15	19
中島村	1	1	11	13
東村	2	0	19	9
大信村	0	0	14	8
計	22	11	350	284

＊猟銃は自らの手で正しい保管を＊

猟銃の保管取扱いがルーズに行われると、それが犯罪者の手に渡ることとなり私たちの平隠な生活は、脅かされることになります。

現に兵庫県では猟銃使用の強盗殺人事件が発生していますし、県内でも許可猟銃が暴力団員に渡り、モーテルで発砲された事件、さらに留守中に猟銃二丁が盗まれた事件、狩猟あるいは運搬途上猟銃を紛失した事実等相ついで発生しています。

猟銃所持者は以上のことを他山の石とし次のことを厳守してください。

◎猟銃保管の三つの義務

①自らの責任で保管する
- ○部屋の隅や床の間、押入れ等におかないこと。
- ○たとえ家族であっても手を触れられないようにすること。
- ○ガンロッカーの鍵は自分が保管すること。

②堅固な設備に施錠して保管する。
- ○銃は分解して保管すること。
- ○ガンロッカーは簡単に持運べないよう固定すること。
- ○自動車のトランクに保管するのは違反です。

③実砲は銃と別に保管する。
- ○タマの保管は銃と別に堅固な設備に施錠して行うこと。
- ○残弾は家に置かないよう心がけること。

◎猟銃は不用意に他人に渡さないこと。
- ○銃の貸し借りはできません。
- ○譲り渡しも相手が銃砲店かその銃の許可を受けた人でなければできません。

泉崎駐在所

マイホームの増、改築、修繕等工事の融資

住宅金融公庫では、自分が住んでいる住宅を建て増ししたり、修繕したりしようとする方に融資しています。

只今、抽選なしで融資する増、改築、修繕等工事資金の融資について募集中（五十二年十二月十五日から五十三年二月十四日まで、ただし、申込みが融資予定戸数に達したときは、申込み受付期間中であっても締切ります。）でありますが、その主な融資条件を紹介いたしますのでご利用下さい。

一、融資を受けることができる工事

(1)建て増しによる増築工事

(2)模様替えによる増築工事（既存住宅中の非住宅部分を住宅部分に変える工事）

(3)改築工事（既存住宅を取りこわし、改めて建築する工事）

(4)修繕等の工事（基礎、土台、壁、柱、屋根、床、天井等の修繕、補強工事、開口部を設ける工事、間取りの変更による住まいの合理化をはかる工事）

二、融資の限度額

木造の場合、工事費の七割以内の額で十万円から一四〇万円まで。

三、利　率……年六％

四、返済期間……十年以内

五、返済額……融資額一四〇万円の場合、隔月毎に三万一千一四二円。

［お問い合せ］

最寄りの住宅金融公庫業務取扱金融機関又は、住宅金融公庫仙台支所（TEL〇二二二―二七―九三一一）又は、白河合同庁舎内、白河建設事務所、建築課（TEL〇二四八―二―二一一一）

昭和五十二年度年度末融資保証実施について

昭和五十二年度年度末融資保証は左記要領により実施する。

一、協力金融機関

銀行、相互銀行、信用組合、国民金融公庫商工組合中央金庫、その他協会と約定締結の金融機関

二、保証目標額

五十億円

三、資金使途

年度末に必要とする運転資金

四、貸付金額

一申込人について一千五百万円以内

五、貸付期間

六ケ月以内

六、貸付利率及び信用保証料率

(1)貸付利率

金融機関の所定利率

(2)信用保証料率

年率　〇・九八％

七　申込期間

昭和五十三年二月一日から昭和五十三年三月三十一日まで

八、受付場所

協力金融機関、協会（本所、支所、連絡所）商工会議所、商工会

九、その他

協会所定の申込書に㊙と朱書すること。

詳しいことは商工会へお尋ね下さい。

〝公民館だより〟

書初展盛大に終る

去る一月十二日から一月十六日までに書初展を中央公民館で開いたが、出品点数三五七点、参加者二三一名、昨年に倍する成果をあげることができた。入賞者は次の通りである。

成人の部
特選　緑川克己　金賞　井上美江、鈴木勝吉、
銀賞　有賀桂子、深谷浩二郎、久保木勲、緑川浅次郎

小学生の部　第一小学校
特選　3武藤純子、4国分康代、4常盤早苗、5千葉浩江、6木村俊彦、6渡辺やよい、6菊地春美
金賞　3小林祐美子、3西槙啓子、3小川成子、4小林紀子、4片桐春美、4赤沼千加、5穂積美幸、6小針有子、6藤原博城、6小林久美子、6成沢亜希子、6片桐照美、6西巻慶子、6星　雅義、
銀賞　3水戸久美、3佐川利恵、3中目重男、3秋　史文、3箭内明美、4青木はるみ、4小林清美、4中野目麗子、4中野目南子、4白岩弘幸、5富永　実、5橋本克彦、5渡辺　明、5溝口勝雄、5小林早苗、6鈴木希衣子、6西巻二美子、6小林順子、6小島　彰

第二小学校
特選　2井上　淳、3菊地秀男、4吉田万智子、5井戸沼明子、6佐川雄一
金賞　1いがらしまさと、2鈴木保仁、2木野内巌、2大野正明、3香野雅子、4緑川　浩、4高橋みどり、5田崎真喜子、5菊地つぎ子、5鈴木善則、5井上みつ子、
銀賞　1兼子ゆきえ、1井上ひろみ、1井戸沼ようこ、2鈴木こうじ、2鈴木むつみ、2鈴木としひろ、3菊地佐智恵、4田崎幸子、4大塚美穂、4遠藤裕子、4片野ひとみ、5菊地明美、5円谷正人、6田崎　浩

泉崎中学校
特選　1田崎真紀子、1熊井節子、2菊地かよ子
金賞　1佐川晴子、2円谷由美子、1佐々木みちよ、2佐川早苗、3本柳輝雄
銀賞　1緑川利昭、1渡部健彦、1金沢真由美、1佐川吉則、1鈴木清輝、1本柳美恵子、1千葉敦子、1本柳美恵子、2小針　泉、2佐藤淑子、3小針陽子、3有賀浩幸
高校　金賞　3田崎久美子
銀賞　1井上次男
幼児　銀賞6才秋かつひと

婦人学級の学習予定

婦人学級の今年度の学習計画は講師のつごうで次のように変更された。多数参加されるようおねがいする

●二月七日(火)一時半から
家庭菜園のつくり方、(特に新しい野菜の肥培法)
講師　農業改良所　小貫武義先生

●二月二三日(木)一・三〇
家庭花壇のつくり方、(いろいろな花卉のつくり方)
講師　農業改良普及所　竹林　彰先生

●三月七日(火)一・三〇
健康食のつくり方(実習)
講師　農業改良普及所　鉾建美紀子先生

新年囲碁将棋大会

去る一月十六日恒例の新年囲碁将棋大会は約三十名の参加を得て盛会に行われた。入賞者は次の通り

将棋　成人の部
一位　佐川一二、二位　井戸沼節明、三位　柴田徹雄
四位　穂積正美、五位　高久好二

少年の部
一位　木村俊彦、三位　小島彰、三位　藤原博城、四位　木村宏、五位　武田英一

囲碁の部
一位　今井源四郎　二位　荒井利定、三位　星　彰一
四位　荒井次男、五位　安藤政美

学園だより

◉泉崎幼稚園
・二月七日　県南教育事務所指導主事の幼稚園訪問
・二月十六日　第二回なわとび大会
・二月十八日　避難訓練
・二月二十四日　新入園児の一日入園、今年四月の入園予定のお子さん全員参加

◉泉崎第一小学校
・二月五日　PTAの一日入学、授業参観

◉泉崎第二小学校
・二月十日　校内凧あげ大会
・二月二十五日　父母の授業参観日
・二月二十七、二十八日　国語コンクール、計算コンクール実施

◉泉崎中学校
・二月七、八、九日　三年生期末テスト
・二月十日　高校入試願書締切り
・二月十四日　東北工高、入学試験
・二月十六日　高校志願先変更締切り
・二月二十八日～三月二日　一・二学年の期末テスト

〈郷土編纂室だより〉

金塚右近の話

泉崎には、昔から有名な狐が多かった。特に狐山にはその名のように沢山の狐が棲息しておったので、無数の狐穴があった、この狐山は小高い丘で他の山より離れた独立した丘である。

この丘の周囲は平地で、昔はそこに芦が見渡す限り生え繁って淋しい処であった。

その芦の繁っておった一ケ所に少し高くなっている所がある。今は田や畑となって平地であるが、このあたりを金塚（カナヅカ）と言う。

この金塚に、金塚右近（カナヅカウコン）と呼ばれる男狐がおったと言う。

金塚右近は、このあたり一円の狐群の統領であった。自分の区域の見廻りなどのために出歩くことも多かったので、出歩く時はいつも狐山の丘まで来て、ここから出かけた。

狐山は金塚右近の一族が棲息しておった処で、右近はいつもここから出かけるので狐山は「金塚右近の馬乗り場」であると言われた。

金塚右近の没後里民が狐山に祠を建てて右近の供養をしたと言う、この祠は今も狐山に残っている。

泉崎文化財保護審議員
遠藤　輝之助

かぜの流行期なので、各自「うがい」を励行してカゼを防ぎましょう。

国民皆保険制度

くらしと健康を守る

国民健康保険

◎国民皆保険制度

病気やケガは、ある日突然に私達をおそうことが多いものです。そんなときお金がなくて医者にかかれないということになったら、どうなるでしょう。肉体的、精神的、苦痛だけでなく、経済的苦痛までも背負い込まなければなりません。

幸い、現在わが国には「国民皆保険」という制度があります。この制度は、ふだんからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、病気やケガにあったときの医療費にあてようという、相互扶助を目的として運営されています。

私達が健康で明るい生活をおくるために大切な制度です。

◎保険税(料)

国民健康保険制度は、もともと困ったときに、お互いに助け合おうという相互共済をたてまえとして生まれた制度ですから、国保に加入すると同時に、世帯主は、保険税(料)を負担していただくことになります。

保険税(料)は申すまでもなく、みなさんが、病気やケガをしたときの費用に当てられ、国などからの補助と合わせて、国保運営には重要な財源となります。

○保険税(料)の計算のしかた

保険税(料)は、市区町村によって多少の違いはありますが、基本的には、次の四つの計算方法によって算出した額の合計が、一年間の保険税(料)となります。

※所得割額……世帯の所得に応じて計算します。

※資産割額……世帯の資産に応じて計算します。

※平等割額……一世帯いくらと定額で計算します。

※均等割額……加入者の数に応じて計算します。

●年度の途中で被保険者が増えたり、減ったりしたときは、保険税(料)は月割で計算されます。

◎保険税(料)についての注意

(1)保険税(料)は、国民健康保険への加入資格発生の月分から納めることになります。

たとえば、一月に会社をやめたり、他市区町村に転入して国民健康保険への加入資格が発生し、四月に国保加入の届け出をした場合保険税(料)は、届け出をした四月分からではなく、一月分から納めなければなりません。

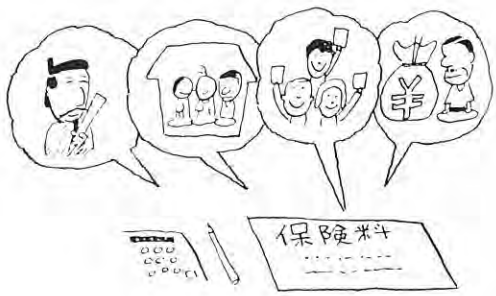

(2)転入した人の保険税(料)はあとで増額になることがあります。

他の市区町村から転入した方については、とりあえず均等割額のみの保険税(料)をお納めいただきます。さらに、前住所の市区町村に住民税を照会し、その回答によって当地区の住民税に算定しなおし、保険税(料)の所得割額を計算することになります。

(3)過年度分の保険税(料)とは？

保険税(料)は、毎年四月から翌年三月までを一年度として年額の保険税(料)を計算するため、一月に国保に加入しなければならないのにもかかわらず、四月以後に届け出た場合には、三月以前の保険税(料)は別に計算してお知らせすることになります。これを過年度分保険税(料)といっています。

●保険税(料)の減免について

次のような理由で保険税(料)を納められなくなった場合、保険税(料)の減免制度があります。

①一般減免とは

災害などにより、生活が著しく困難になって保険税(料)が納められなくなった場合、本人からの申請により減免するもので、申請月以降の保険税(料)が対象になります。(所得割額のみ)

②特別減免とは

生活の困窮度には特に関係なく、つぎに該当する方は年間の保険税(料)が減免されます。(所得割額のみ)

●保険税(料)の計算の基礎となった前年度の住民税額と今年度の住民税額をくらべ今年の住民税額が半額以下に減少している場合、その減少割合に応じて所得割額の二～五割の範囲内で減額します。

※くわしくは、担当係までおたずね下さい。

春先は火災の多発期

〝春の全国火災予防運動はじまる〟

冬から春先にかけては、一番の火災シーズンーとくに二月、三月は火災の発生が多く、五十二年上半期（一月～六月）の四二%がこの時期に集中しています。しかも、この火災による犠牲者は、二月だけで、最も少ない六月の約三倍、三百十五人もの尊い人命が失われています。

今年も二月二十八日から三月十三日まで「春の全国火災予防運動」が展開されます。

消す　あなたの消火できる範囲。

・勝負の分かれ目

三分間、この三分間があなたにとって大切な初期消火の時間なのです。

天井に火が入るまでが、初期消火の限界です。

この〝立ち上がり〟の燃えを押えることが初期消火の最大のポイントです。

消火の三要素

燃えるための三条件――可燃物、酸素、熱ーのうちどれか一つを除いてやる。……ふだんなに気なくやっている暮らしの中の原理これが消火の鉄則です。

逃げる　避難のタイミング、火が天井に燃え移ったときが初期消火の限界と判断して下さい。逃げるタイミングは、この限界が目安です。

○普通の住宅の場合、窓も避難路です。〝いざ〟という時のために、二階以上の建物にはロープや避難はしごを用意しておきましょう。

○煙がひどい時でも、床に近いところは比較的に煙はうすいものです。できるだけ姿勢を低くはうように、煙を吸いこまないように避難することが大切です。

避難の最優先

消防白書（五十二年版）によると、六十一才以上の高令者の死者数は五百六十四人で、全体の三四%も占めています。とっさの判断ができない、幼児や体が動かない、おとしより、病人などは、〝いざ〟という時に避難しやすい場所に就寝させてください。また、周囲にひとり暮らし、寝たきりのおとしよりなどがいる場合には、みんなで心を配ってあげてください。

なんといっても、避難の最優先は、おとしより、幼児、身体の不自由な人が第一です。

痛ましい事故を防ぐためにもこのことは必ず守り、励行しましょう。

郵便のじょうずな利用法

◎はがきの表面に書けるのは……

絵はがきの表面二分の一には、通信文が書けるようになっております。官製はがきにも、同じように使えます。ただし、二分の一を越えたところにまで、便りを書いたり、記念スタンプ等を押したりすると、はがきとしては扱えなくなります。封書となり第一種郵便の料金が必要となります。

◎お得な書籍小包

書籍を送るときには、書籍小包をご利用ください。料金は全国均一制ですから普通小包のように、遠くなるほど高くなる……ということはありません。

普通小包にくらべて、大変お得な送り方です。

◎あて名の変更、取りもどし…

郵便物を差し出してからあて名の間違いや、連絡内容の誤りなどに気づくことがありますが、差し出した後でも配達前であれば、あて名変更や取りもどしができます。

郵便物を差し出した郵便局、投かんしたポストの受持局に請求してください。

◎書き損じたはがき等の交換…

てがみを書くとき、よくあるのが書き損じ。便箋だったら、破いて捨てても、はがきだったらもったいないことです。

郵便局では、書き損じたはがき（官製）や郵便書簡を新しいものと交換しています。交換手数料は、通常はがき一枚について三円、郵便書簡（ミニレター）は六円となっております。

◎郵便物の事故

万一郵便物が届かなかったり、郵便物の内容に異常があった場合、郵便局にお届けください。郵便局ではさっそく調査し、その結果措置についてお知らせいたします。

泉崎郵便局

子供達に明るい未来を！

生まれつき手足に異常（指の欠損やゆ着・変形、関節異常、耳の欠損等）を持つ子供の親達により先天性四肢障害児父母の会が生まれました。

全国的な組織としていろいろな活動をしておりますが県支部でも皆様方からの連絡を待っています。

父母の会は子供達に明るい未来を願い、福祉、医療、教育の面でお互いに助け合い、励まし合い、これらのことを国や自治体に働きかけてゆきたいと考えています。

それには先ず、実態調査が必要で、子供が生まれた前後の様子、現在おかれている社会環境、障害があるが為に受ける差別、偏見などを調査の対象にしています。

先天性四肢障害の原因が究明され二度とこの様な不幸な子供が生まれることのない対策が立てられ、一刻も早く安心して子供を産める社会、子供達の為の明るい未来を願っています。

該当児をお持ちの方の御協力と連絡をお待ちします。

〒九七九ー一一一
福島県双葉郡富岡町本岡本町二六三ノ三
父母の会　望月治
（〇二四〇二ー四二ー一一）

〈税務署だより〉

所得税・贈与税の申告はじまる

〈申告はお早めに〉

昭和五十二年分の「贈与税」の申告と納税は二月一日から、「所得税」の確定申告と納税は二月十六日からそれぞれ受付けが始まります。どちらも申告期限は三月十五日ですが、期限間近かになりますと税務署の窓口は、大変混雑しますので申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。申告書を書くときには「申告書の書きかた」や「所得税の確定申告の手引き」を参考にしてください。

分からない点やもっと詳しく知りたいことがありましたら、説明会や最寄りの税務署又は税務相談室などでお尋ねください。

〈二七税理士に御注意〉

所得税や贈与税の申告時期になりますと〝にせ税理士〟が横行します。にせ税理士は、法律に違反するばかりでなく、納税者に迷惑をかけることが多いので税務署では排除に努めています。申告手続きなどを、初めて税理士に依頼する方は正規の税理士かどうかを確かめてください。

退職金と税金

サラリーマンならいつかは「退職」の日がやってきます。そのとき支給される退職金にどのくらい税金がかかるか気になるものです。退職金は長い間働いて手にするもので、退職後の生活のためにも大切なものですから、所得税や住民税は、他の所得より軽い負担になっています。

退職金の税金は、退職金から退職所得控除（勤続年数一年につき二十五万円。ただし二十一年目から一年につき五十万円）を差し引いた残りの二分の一にかかります。

例えば、勤続三十五年で一千六百万円の退職金をもらった人の場合は、退職所得控除額が一千二百五十万円で、課税所得は百七十五万円となります。したがって所得税は二十万九千円です。

詳しくは、最寄りの税務署又は税務相談室でお尋ねください。

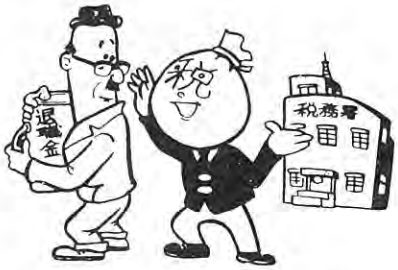

おいわい　おめでた　おくやみ

□結婚おめでとうございます

新郎	新婦	住所
穂積　正三	字下原四七	
芳子		
小針　隆男	字長峯三	
恵子		
鈴木　直美	字山寺四九	
紀子		
佐川　久	字瀬知房後三	
ユウ子		

□出生おめでとうございます

お子様名	父親名	
天倉　巧	洋一	字八斗蒔九〇
大野　光一	光貞	字舘一一五
佐川　潤	勝美	いずみ団地四八一一号 字谷地久保三二の三
西巻　久美子	幸男	いずみ団地五〇の六号 字谷地久保二七の一
田崎　加奈子	中	字屠胴塚二
星　智子	彰一	字川畑二十
荒井　和枝	惣一	字鶴番小屋九
星　和徳	和夫	字踏瀬二八
岡部　沙織	義男	字瀬知房四
溝井兼次郎	兼樹	字居平五六
穂積　仁	静男	字蛭田谷地九
塩田　和栄	平久	字松ケ沢五六
野崎　貴子	正志	字根岸三
本柳　里絵	一利	字八斗蒔九二
坂本　定雄	六〇才	字長峯一

■謹しんでお悔み申し上げます。

荒井　一二	五四才	字鶴番小屋九
井上　富美子	一才	字上町一一七
小林　ミヨ	六五才	字富久保三四